

# 津別町新行政改革大綱

平成18年3月

津 別 町

## 目 次

1. 行政改革大綱策定の背景	1
2. 行政改革の基本理念	2
3. 行政改革の計画期間	2
4. 行政改革の実施方針	3
(1) 行政の担うべき役割の重点化	3
①民間委託等の推進	3
②指定管理者制度の活用	3
③公営事業の経営健全化	3
④第三セクターの見直し	3
⑤地域協働の推進	3
⑥行政サービスの向上	3
(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	4
(3) 定員管理及び給与の適正化等	4
①定員管理の適正化	4
②給与の適正化	4
③福利厚生事業	4
(4) 人材育成の推進	4
(5) 公正の確保と透明性の向上	4
(6) 電子自治体の推進	5
(7) 自主性・自律性の高い財政運営の確保	5
①自主財源の確保	5
②経費の節減合理化	5
③補助金等の整理合理化	5
④公共工事	5
⑤事務事業の見直し	5
(8) 広域連携の推進	6
5. 行政計画の推進体制	6

## 1. 行政改革大綱策定の背景

最近の地方公共団体をめぐる状況は、目まぐるしいものがあります。とりわけ、明治時代より続いてきた中央集権型の行政システムから、地方分権型へのシステムの変換を図ろうとする分権改革の流れは、地方自治のあり方を根本から変えるものであり、国、地方を通じた非常に厳しい財政状況と相俟って、地方公共団体においては、構造的な変革が求められています。そこには、少子・高齢化、総人口の減少、国際化、高度情報化、企業の経営形態の変革など、国の社会経済状況も大きな影響を与えています。

また、平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方自治制度のあり方については、急激な変革の中にあり、市町村については、一層厳しさを増す環境、住民ニーズの多様化の中で、住民との協働の下に、質的にも高度化し、量的にも増大する事務を適切かつ効率的に処理することなど、地域において包括的な役割を果たしていくことが、これまで以上に強く求められています。

このような状況の中で、本町においては、これまでも行財政改革については、行政改革実施計画などで随時取り組んできたところですが、それらと並行しながらこの間に、庁内の検討組織としての行財政構造改革検討委員会、事務改善検討委員会、経営改革プロジェクト会議、自主自立まちづくり検討委員会、機構改革検討委員会において、その目的に則った中で検討を行い、職員の意識改革も含め、事務事業の見直しや組織体制の見直しなどに取り組んできております。

また、大きな課題として市町村合併問題がありましたが、法定協議会を設けて協議してありました近隣4市町との合併は、住民投票の結果をもって、協議会から離脱することとし、自立のまちづくりを進めることとなりました。

しかし、今もなお急速に進む本町の少子・高齢化と過疎の波は、地域産業の停滞や地域の活力の低下を招くなどの影響を与えているところでありますし、多くを国からの地方交付税に依存している財政運営と併せて、本町の置かれている状況は極めて厳しいものになっています。また、国全体が人口減少社会に転じた中で、特に、人口の減少の地方への影響は大きいものと考えられています。

現在、町は住民とともに「津別町自主自立まちづくり検討会議」を立ち上げ、今後のまちづくりの全般にわたって検討を行っているところですが、ますます進む分権型社会の中で、地域における様々な課題を住民との相互理解の上に立ちながら、自らの判断と責任において、自主的・主体的に解決していく自治体となるよう、町の責任として行政改革を推進する必要があります。

以上の状況を踏まえて、住民との参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、効率的・効果的な住民サービスの提供と新しい行財政運営システムの確立するための指針として、集中改革プランを含む新たな行政改革大綱を策定いたします。

なお、推進に当たっては、国・地方公共団体の行財政を取り巻く厳しい環境の依然続く中、今後、更なる行財政改革の必要性も予想され、「津別町自主自立まちづくり検討会議」からの提言と併せて、状況に応じた見直しを図りながら、行政改革に取り組みます。

## 2. 行政改革の基本理念

津別町のまちづくりは、現在、第4次長期総合計画で定められている「緑のふるさと きのまち津別—木・企・輝・居・喜・起」を将来像とし、この将来像の6つの柱の

- 木のまち（森と湖の自然豊かなまち）
- 企のまち（産業を企てるまち）
- 輝のまち（人が輝く保健・福祉のまち）
- 居のまち（快適に居住するまち）
- 喜のまち（喜びをみいだす教育・文化のまち）
- 起のまち（人を起こし、まちを起こす）

を基本として、豊かな地域づくりを目指して諸課題への取り組みが行われています。

しかし、わが国の社会経済情勢は極めて厳しい状況にあり、地方自治体を取り巻く環境も国際化、高度情報化、少子・高齢化、市町村合併、地方分権など大きく変化していることから、今後求められる分権型社会にふさわしい行政運営を行うためには、行財政改革の一層の進展を図らなければなりません。

このようなことから、本町の文化や環境を活かし、住民の参画によって安全で安心して暮らすことのできるまちを築くとともに、実行できる協働の社会環境を整備し、町全体の地域力を高めていくために、次のとおり行政改革の基本理念とを定め、これらに基づく実施方針による具体的な実施計画の内容を「集中改革プラン」とし、先人から受け継いだまちを守り、育み、次の世代へ引き継いでいくためにも、住民総意で取り組みを進めるものとします。

### 基本理念

#### 自分たちの地域を自分たちの手で

これからの時代は、住民一人ひとりが自分たちの地域社会を自分たちの手で、主体的に活性化していくために、まちづくりの課題発見や調査分析と提案などの能力とそれを生かした実践的力が問われている時代です。

新しい津別町を考えるために、地域に住む人たちが、地域の課題を自らの問題として気づき関心をもち理解し、問題解決に動くといった過程に自発的にかかわれるようになることです。その中で、住むことに誇りを感じ、喜びをわかちあえる郷土づくりが進んでいきます。

## 3. 行政改革の計画期間

この行政改革の計画期間は、実施・策定年度を含む平成17年度から平成21年度までの概ね5年間とします。

## 4. 行政改革の実施方針

### (1) 行政の担うべき役割の重点化

#### ①民間委託等の推進

住民サービスを効率的、効果的に提供するために、これまでも民間と行政の役割分担や行政の責任などに配慮しながら推進してきましたが、引き続き本町の適正な管理のもとに、行政責任の確保、個人情報保護や守秘義務の確保を図りながら、可能なものについて、積極的に民間委託を推進します。

#### ②指定管理者制度の活用

公共性・公益性を確保し、住民の福祉を増進するという公の施設の本来の設置目的を効果的かつ安定的に果たすことを基本に、指定管理制度の目的である公の施設におけるサービスの向上と管理経費の削減を図るため、制度を導入していない他の施設の検証も行いながら、制度の活用の拡大に取り組みます。

#### ③公営事業の経営健全化

経営の基本原則である公共性と効率性の調和を図りながら、料金の適正な見直しや収入の確保に努めるとともに、事務・事業の簡素・効率化、民間的経営手法の導入の推進、給与及び定員管理の適正化に努めるなど経費の節減合理化を計画的に進めながら、独立採算を基本とした健全な経営に取り組みます。

#### ④第三セクターの見直し

社会経済情勢の変化などを勘案しながら、更なる自立性を高め、質の高いサービスを提供するために、業務内容、活動実績、運営状況などを把握し、設立目的に照らしながら、将来のあり方も含め点検評価や実情に応じた改善や給与及び役職員数の見直しを行い、組織の適正な運営を図ります。

#### ⑤地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、住民、自治会やボランティア団体やNPO団体などと対等の関係で協力し合い、相互に補完的な関係を築き、協働によるまちづくりを推進するため、活動の中心となる人材の育成、活動主体に対する援助や活動場所の提供などでボランティア団体やNPO団体の育成・支援に努め、地域連絡員制度の活用などにより協働のための仕組みを構築します。

また、町政への住民参加の促進と開かれた町政の推進のために、会議の活性化や透明性の確保、女性委員の選任率の向上に努めます。

#### ⑥行政サービスの向上

住民の行政に対する信頼を高めるため、住民のニーズを迅速かつ的確に把握し、住民サービスの質を向上させます。

すべての職員が職場の使命を認識するとともに、職場の活性化と職員の意識改革に取

り組み、窓口での接遇の向上を含め、住民本位のサービスを提供していきます。

## (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

社会情勢の変化に伴う住民ニーズを的確に捉え、住民の視点に立った組織編成に努めるとともに、組織の簡素化・効率化を図ります。

また、住民ニーズへの迅速な対応やスピーディな意思決定の観点から、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編成や職員が自主的・効率的な事務が展開でき、責任が明確となるような体制づくりの検討を進めます。

さらに、施策、事務・事業等について、その成果を客観的に評価し、事務・事業の見直しや予算や人材の効果的な配分、組織の見直しなどに反映させる仕組みの検討を行います。

## (3) 定員管理及び給与の適正化等

### ①定員管理の適正化

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、絶え間ない組織機構の見直しに努めるとともに、民間委託等の推進、IT化の推進、住民とのサービスの協働などを通じて職員数の抑制に取り組みます。

また、定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の策定と見直しを図ります。

### ②給与の適正化

給与制度については、職務と職制がより明確化された給料表のあり方を検討するとともに、住民の納得と支持が得られるよう、情勢に適応した給与制度、運用、水準の適正化を推進します。

また、定数・給与等については、住民に対してその状況をこれまで以上に分かりやすく公表します。

### ③福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業は、住民の理解が得られるものとなるよう、更なる点検、見直しを行い、適正に事業を実施します。

## (4) 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成するため、人材育成基本計画や職員研修計画に基づき、職場研修の充実や人材育成の観点に立った人事管理など、総合的な人材育成に努めます。

また、能力・実績を重視した新たな人事評価システムの導入も含めて、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に取り組みます。

## (5) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、議会や住民などの監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ります。

このため、情報公開条例や行政手続条例の的確な運用に努めるとともに、国の個人情報保護の取り組みに対応して、個人情報保護条例の見直しを進めるなど、プライバシーの保護に最善の配慮をしながら、情報の積極的な公開に努めます。

## (6) 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保にも十分配慮しながら、行政手続のオンラインの推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク（L G WAN）などの利活用等に取り組むことにより、住民サービスの向上と効率化を進めます。

## (7) 自主性・自律性の高い財政運営の確保

### ①自主財源の確保

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性などを踏まえ、町税などの徴収率の一層の向上に取り組めます。

また、使用料及び手数料については、コストの縮減に努めるとともに、受益者負担の適正化の観点から見直し等を進めます。

さらに、遊休町有地ならびに施設については、今後の利用計画を見据えながら、再利用とともに不用物件の処分を推進します。

### ②経費の節減合理化

すべての事務事業について、常にコスト意識を持ち、経費全般にわたった徹底した見直しを行うことにより、節減・合理化を図りながら、厳正な執行に努めます。

### ③補助金等の整理合理化

様々な団体等への補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化等を推進します。

### ④公共工事コストの縮減

公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、厳しい財政状況の下でコスト構造改革に取り組めます。

また、公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保するため、執行体制の改革や情報公開などを通して、更なる適正化への取り組みを進めます。

## ⑤事務事業の見直し

施策、事務・事業等について、その成果を客観的に評価し、行政の責任領域を見直し、事務事業の必要性や効果などを十分に検証した上で、整理合理化を図ります。

また、事業の導入に当たっては、行政需要や新たな行政課題を的確に把握するとともに、真の必要性や費用対効果を十分に勘案し、事業の選択と重点化を図ります。

## (8) 広域連携の推進

限られた人材と財源を活用し、効率的・効果的な行政サービスの提供のために、他の市町村との自治体間協力の推進を図ります。

## 5. 行政計画の推進体制

行政改革の推進に当たっては、庁内に設置した「行政改革推進本部」を中心に全庁をあげて取り組むとともに、その進捗状況等については「議会」や「行政改革推進委員会」に報告することにより定期的な進行管理を行います。